

不都合な高齢化社会

大和総研



鈴木 準
(主任研究員)

超高齢社会の税制と財政のあり方

図1 世界の高齢化率と国民負担



(注) データは2008年 (出所) OECD「National Accounts」「Labour Force Statistics」、内閣府「国民経済計算」等より大和総研作成

2 011年1月14日に発足した菅直人第2次改造内閣には、社会保障・税一体改革を担当する大臣が任命された。それに先立って、10年12月14日には「社会保障改革の推進について」が閣議決定されている。今年は、社会保障と税制の抜本改革について激しい議論が交わされる1年となりそうだ。

超高齢社会の財政問題といえば、本連載でも繰り返し取り扱っている社会保障がカギである。政府は、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案と必要財源を11年半ば(6月)までに明らかにし、財政健全化と同時に達成するための税制改革の実現を図ると述べている。ここでいう税制改革で、最大の論点となるのが消費税増税である。超高齢社会における税制とは、どのようなもの

であるべきだろうか。

高齢化と国民負担

諸外国は高齢化に対してどのような国民負担の構造となっているのだろうか。図1の国民負担合計に示すように、高齢化率(65歳以上人口が総人口に占める割合)とマクロ的な国民負担率の関係をみると、高齢化している国ほど国民負担率が高い傾向が観察される。

データが得られた経済協力開発機構(OECD)加盟国について回帰された結果に照らすと、日本は現在でも45%程度の国民負担率であっておかしくないが、現実には30%台前半にとどまっている。ここでの負担率は国内総生産(GDP)比で、仮に高齢化率並みの負担が自然だとすれば、現時点で約60兆円の負担増の余地ありということになる。こうした負担ギャップの一部は、毎年の財政赤字として先送りされている。

ただし、具体的にどのような負担で高齢社会の費用(政府歳入)が賄

われるべきかには、各国の事情があるだろう。図1には直接税、社会保険料、間接税(日本の消費税や欧州の付加価値税など)それぞれについても、高齢化率との関係を示した。これによると、高齢化率との関係は社会保険料にはみられるが、直接税と間接税にはみられない。

消費税は負担増の余地あり

図2には、世帯人員1人当たりの負担を、世帯主年齢別に直接税(所得税や住民税など)、社会保険料、消費税に分けて示してある。

直接税は働き盛りである40~50歳の負担が大きく、65歳以上の無職世帯の負担は小さい。現役層が減って引退層が増えれば、勤労所得を主たる課税ベースとする直接税に過度に依存した税体系では、必要な社会保障財源が確保できなくなる恐れがあるだろう。

社会保険料は40~50歳代だけでなく、若い20~30歳代の負担もかなり大きい。社会保険料はどこかに積み



消費税増税と社会保障制度改革は一体で議論すべき

立てられているわけではなく、その時点の受給者への支払いとして費消されている。現役層ではもはや、直接税よりも社会保険料の方が重い状況であり、保険料で予定されている以上の大幅な負担増を図るのも難しい。既に年金保険料は17年度までの引き上げが決まっており、医療保険も基本的には給付増に合わせて負担を増やしていかざるを得ない。

消費税は、直接税や社会保険料と比べて負担が低く、負担増の余地はありそうだ。図1からもわかるよう

に、マクロ的にも日本の間接税負担は低い。また、消費税は65歳以上の引退層もそれなりに負担しており、現役層だけでなく国民全体で社会保障や税制を支えるという利点がある。現在の社会保障には無視できない世代間不公平があり(本連載第6回参照)、現在の高齢層にも負担を求めることはその是正にもなる。消費税には逆進的であるという批判がある。ただ、一点の所得に対する負担率が高いからといって、生涯でも逆進的であるとは限らない。経験の浅い若年勤労者や勤労所得のない引退後無職者の消費税負担率が、高くみえるのは当たり前である。真の貧困に対しては、消費税の軽減税率や還付ではなく、累進的な所得税制や給付付き税額控除、生活保障制度での対応が筋だろう。

社会保障制度の内容が増税幅を決める

今後、どれだけの増税が必要になるかは、超高齢化に伴って社会保障制度をどう運用するかにかかっている。

鈴木準・原田泰「財政を維持するには社会保障の抑制が必要」(大和総研経済社会研究レポート、10年12月29日)によれば、現役層の生産性向上並みに社会保障支出を増税なしに拡大させれば、公債等残高GDP

図2 年齢階層別負担の現状



(注) 単身を含む世帯ベース、世帯人員1人当たり、09年の数値。消費税は消費支出に一定の調整を加えて算出した
(出所) 総務省「家計調査」より大和総研作成

ればならない。それでなくとも財源が不足している現在の社会保障を続けるための増税と、社会保障を拡充させるための増税は異なる。現状の社会保障に効率化やスリム化の余地があるにもかかわらず、社会保障の機能強化として増税が実施されるとしたら、制度が焼け太りするだけに終わる恐れすらある。

また、全国民で社会保障制度を支えるために消費税増税が必要だとすれば、社会保障給付について、消費税増税分の物価スライドを行わず、実質給付を引き下げる必要がある。デフレ下で十分な物価スライドが実施されてこなかったために、現状ですら年金給付額は本来水準と比べてかなり高くなっている。そのうえ、消費税率を引き上げた1997年度の時と同じように、物価上昇分の社会保障給付を増やしたのでは、何のために景気を犠牲にしてまで増税を増やすのかわからなくなる。